

根室市国民健康保険からのお知らせ

非自発的失業者（倒産・解雇や雇い止めなどによる離職）の国民健康保険税が軽減されます

離職日が平成23年3月31日以降の方で、現在、国民健康保険に加入し、下記の条件に該当する方の属する世帯については、平成23年4月から国民健康保険税が軽減されますので、お問い合わせ下さい。

対象者の確認方法について

離職の翌日から翌年度までの期間において、

(1) 雇用保険の特定受給資格者(例: 倒産・解雇などによる離職)

(2) 雇用保険の特定理由離職者(例: 雇い止めなどによる離職)

として下記の条件を満たす雇用保険受給資格者証をもち、下記に該当する**65歳未満**の失業等給付を受ける方です。

※特例受給資格者及び高年齢受給資格者は、今回の国民健康保険税の軽減の対象とはなりません。(特例受給資格者証の右上には□特と、高年齢受給資格者証の右上には□高と表記され

1. 支給番号		2. 氏名	
3. 被保険者番号	4. 性別	5. 離職時年齢	6. 生年月日
7. 求職番号			
8. 住所又は居所			
9. 支払方法(金融機関コード・記号(口座)番号)			
10. 資格取得年月日	11. 離職年月日	12. 離職理由	
13. 60歳到達時賃金日額	14. 離職時賃金日額		
15. 求職申込年月日	16. 認定日	17. 受給期間満了年月日	
18. 基本手当日額	19. 所定給付日数		
20. 特殊喪失(災害時、遺族、巡捕、市町村)			

安定所連絡メッセージ1
安定所連絡メッセージ2
管轄公共職業安定所 所在地
又は管轄労働局
電話番号

交付 年 月 日

【特定受給資格者に対応する離職理由コード】

- 11 (解雇)
- 12 (天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇)
- 21 (雇止め(雇用期間3年以上雇止め通知あり))
- 22 (雇止め(雇用期間3年未満更新明示あり))
- 31 (事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職)
- 32 (事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退社)

【特定理由離職者に対応する離職理由コード】

- 23 (期間満了(雇用期間3年未満更新明示なし))
- 33 (正当な理由のある自己都合退職)
- 34 (正当な理由のある自己都合退職)

国民健康保険税の計算は、前年の給与所得を基に算定されます。軽減は、離職日の翌日からその翌年度末までの間、国民健康保険税の計算、高額療養費、高額介護合算療養費、限度額認定証等の所得区分判定において、該当者の給与所得を30/100として算定するものです。注意: 給与所得以外は100/100として算定します。

軽減期間は離職日によって異なりますので、お問い合わせ下さい。

上記に関する問合せ 根室市役所 23-6111
○ 保健課 国保・年金担当(内線2112・2113/窓口10番)

次ページに厚生労働省が作成したリーフレットを掲載してあります

“倒産・解雇などによる離職” (特定受給資格者) や
“雇い止めなどによる離職” (特定理由離職者) をされた方へ

平成22(2010)年4月から
国民健康保険料(税)が軽減されます。

対象者は？

離職の翌日から翌年度末までの期間において、

- (1) 雇用保険の特定受給資格者 (例: 倒産・解雇などによる離職)
 - (2) 雇用保険の特定理由離職者 (例: 雇い止めなどによる離職)
- として失業等給付を受ける方です。

軽減額は？

国民健康保険料(税)は、前年の所得などにより算定されます。
軽減は、前年の給与所得をその 30/100 とみなして行います。
※具体的な軽減額などは、市町村にお問い合わせください。

軽減期間は？

離職の翌日から翌年度末までの期間です。

※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、
会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

制度が始まる前の 失業は対象外ですか？

制度が始まる前1年以内(平成21(2009)年3月31日以降)に
離職された方は、平成22(2010)年度に限り国民健康保険料(税)
が軽減されます。

※ただし、平成21(2009)年度の保険料(税)は対象となりません。御了承ください。



軽減を受けるには申請が必要です。制度の詳しい説明は、
お住まいの市町村の国民健康保険担当にお尋ねください。

※ 国民健康保険料については国民健康保険法施行令の改正案、国民健康保険税については
現在国会に提出している地方税法の改正法案が成立すると軽減が実施されます。